

【論 説】

割賦販売における会計処理と
財務諸表における表示について

中 川 健 蔵

はじめに

今日の自由社会における販売形態は、一方において大量生産・大量販売方式の下での強力な販売促進の要請に呼応し、他方において信用経済の高度な発展に伴う企業体ないし消費者に対する信用供与の増大や信用保証制度の確立などによって広い範囲にわたり割賦販売が普及している。

ところで、割賦販売に係る会計処理についてはいくつかの選択的方法が認められているが、これらの方法について少しく吟味し、アメリカでの事例を参考としつつ、より合理的方法を実践性との関連で追求し、表示方法についても言及しようとするのが本稿の意図するところである。

I 割賦販売の意義

1. 割賦販売方法第2条

購入者から代金を2月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領することを条件として指定商品を販売することをいう。指定商品とは、割賦販売法施行令別表に定める商品で、耐久消費財はもとより、日用品や買廻り品の外に広い範囲をカバーしている。

2. 法人税法第62条2項

割賦販売等とは、月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行われる販売又は提供をいう。関連条文として、賦払の方法(基通2-3-1)、定型的約款に基づく販売(基通2-3-2)などがある。

いずれにしても、商品の引渡や役務の提供後、購入者から一定期間に

わたって月賦、半年賦、年賦等の形式で代金を定期的に受領することを条件としたものであり、規則的な分割払による販売形態と見ることが出来るよう。

以下においては、割賦販売の意義について極めて常識的に考え、現在一般に行われている分割払による販売形態として広くこれを解釈することとしたい。

II 割賦販売に関する会計処理について

収益計上基準に関しては、一般に次の三つの方法が考えられている。

1. 販売基準

通常の販売基準と同様、商品の引渡しまたは役務提供の完了時点において収益が実現したものとすが、後述のように割賦販売の特質に鑑み、割賦利益については割賦基準による方法を用いることも考えられる。

2. 割賦基準

① 回収期限到来基準（履行期到来基準）

割賦販売による対価の受入れについて、契約にもとづく分割払金額の期限が来た段階で、実際の入金の有無に拘らず収益として計上するものであり、法人税法施行令第119条（割賦基準の方法）によれば、割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度における割賦基準の方法は次のような計算で示される。

$$(イ) \text{割賦販売に係る利益又は損失の額} \\ \times \frac{(ロ) \text{その期において支払期日の到来する賦払金の合計額}}{\text{割賦販売の対価の額}}$$

割賦販売に係る利益又は損失の額 = 割賦販売の対価の額 - (その売上原価の額 + 販売手数料)

割賦販売による役務の提供に係る利益又は損失の額 = 役務の提供の対価の額 - (その役務の提供の原価の額 + 役務の提供に要した手数料の額)

② 入金基準（回収基準）

割賦販売の特殊性を考慮し、実際に賦払金の入金があった時点で収益

の実現があったものとするものであり、回収期限が到来しても入金がない限りは収益の認識を行わない方法である。

3. 売上販売基準—利益割賦基準

この方法は、売上高の計上について販売基準により、割賦利益については期末（月末）における未実現利益を控除する方法で会計処理を行うものであって、今日もっとも一般的に実施されていると思われ、このことは後記の有価証券報告書による実例によっても明らかである。

現在の割賦販売に関する会計処理は、企業会計原則注解6(4)において、「原則的には販売基準としつつも通常の販売とは異なり、その代金の回収期間が長期にわたり、かつ分割払であることから代金回収上の危険率が高いので、貸倒引当金及び代金回収費、アフターサービス費等の引当金の計上について特別の配慮を要するが、その算定に当たっては、不確実性と煩雑さを伴う場合が多い。従って、収益の認識を慎重に行うため、販売基準に代えて割賦金の回収期限の到来の日または入金の日をもって売上収益実現の日とすることも認められる。」としている。

III 割賦販売における会計処理の具体例

A わが国における事例⁽¹⁾

〔例題〕 原価¥200,000の商品を¥280,000で割賦販売し、割賦金は10回払とし、販売時にその10分の1の代金を受取り残額（9回分）を毎月25日に現金で受取ることになっている。

なお、この商品の現金売価は¥240,000である。第6回分割金回収後に決算日をむかえたとして、(イ)販売時の仕訳、(ロ)毎月末の仕訳（5ヶ月分合計金額で示すこと）、(ハ)決算修正の仕訳を下記方法により行うこと。1. 販売基準 2. 入金（回収）基準 3. 売上販売基準・利益割賦基準

1. 販売基準

(イ) 割 賦 売 掛 金	280,000	割 賦 売 上	280,000
現 金	28,000	割 賦 売 掛 金	28,000
(ロ) 現 金	140,000	割 賦 売 掛 金	140,000

(イ) 不 要

2. 入金(回収)基準(対照 a/c 法)

(イ) 割賦販売売掛金	280,000	割 賦 販 売	280,000
現 金	28,000	割 賦 売 上	28,000
割 賦 販 売	28,000	割賦販売売掛金	28,000
(ロ) 現 金	140,000	割 賦 売 上	140,000
割 賦 販 売	140,000	割賦販売売掛金	140,000
(ハ) 繰越割賦商品	80,000	仕 入	80,000

3. 売上販売基準・利益割賦基準

(イ) 割 賦 売 掛 金	280,000	割 賦 売 上	280,000
現 金	28,000	割 賦 売 掛 金	28,000
(ロ) 現 金	140,000	割 賦 売 掛 金	140,000
(ハ) 繰延割賦売上利益戻出	32,000	繰延割賦売上利益	32,000

なお、同上例題は注記書(1) p.252 より p.255 までを引用している。若干の私見を言えば、対照勘定は本来的に勘定科目それ自体でその意味内容が明確であれば、これに越したことはないので、例えば、2.入金基準(対照 a/c 法)では借方科目を割賦販売契約見返とするようにしたら如何かと思う。

また、実務的には利息分離法が少ないように思われ、他の諸費用とともに手数料収入などの包括的科目として処理されている例があったことを付記する。

B アメリカにおける事例

① Martin A. Miller GAAP GUIDE. (1984) p.20.01

INSTALLMENT METHOD OF ACCOUNTING

・ Background

APB-10, paragraph 12, and ARB-43, Chapter 1 A, paragraph 1, constitute the promulgated GAAP for the installment method of accounting and unrealized profit.

・ Overview

Promulgated GAAP prohibits accounting for sales by any form of installment accounting except under exceptional circumstances where

collectibility cannot be reasonably estimated or assured.The doubtfulness of collectibility can be caused by the length of an extended collection period or because no estimation can be established. In such cases a company can use either the cost recovery method or the installment sales method of accounting (APB-10). (傍線筆者)

・ **Cost Recovery Method**

The cost recovery method, also known as the sunk-cost theory, is used in situations where recovery of cost is undeterminable or extremely questionable. The procedure is simply that all cost is recovered before any gain is recognized. Once all cost has been recovered, any other collections are recognized as revenue. The only expenses remaining to be charged against such revenue are those relating to the collection process.

For example, if a company sells for 100 an item that cost 40, and receives no down payment, the first 20 collected, regardless of the year collected, would be considered recovery of one-half the cost. The next 20 collected would be recovery of the balance of the cost, regardless of the year collected. The remaining 60 (all gross profit) would be recognized as income when received. The only additional expenses that could be charged against the remaining 60 would be those directly related to the collection process.

同上書による割賦基準での会計処理は次のようになっている。(p.20.01~20.04)

〔事例〕 商品の販売価格 \$ 100, 同商品の原価 \$ 70, 頭金なし。

1) 販売時点

割賦売掛金	\$ 100	割賦売上	\$ 100
割賦売上原価	\$ 70	商品	\$ 70

2) 期末時点

割賦売上	\$ 100	割賦売上原価	\$ 70
		割賦売上未実現総利益	\$ 30

3) 入金時点

現 金 \$ 40 割賦売掛金 \$ 40
割賦売上未実現総利益 \$ 12
割賦売上実現利益 \$ 12

4) 上記入金後債務不履行の場合(貸倒れ)

割賦売上未実現利益 \$ 18
割賦売上損失 \$ 42 割賦売掛金 \$ 60

5) 商品を取戻し、その評価額を \$ 25 とした場合

割賦売上未実現総利益 \$ 18 割賦売掛金 \$ 60
割賦売上損失 \$ 17
商 品 \$ 25

② アメリカの会計基準(ARB, APB 意見書, FASB 基準書の解説)

CPA 山田昭広氏の上記書による解説では、損益計算書項目 V-1 売上および収益の項目の中で次のように述べている。(同書 p.229 以下)

「収益および利益の認識基準については、ARB 第 43 号第 1 章第 1 項「会員によって採択された規則 Rules adopted by membership」中に関連する規定がある。そしてその規定は、1966 年 12 月に公表された APB 意見書第 10 号第 12 項割賦基準による会計 (Installment method of accounting) によって補完された。

利益は通常の営業過程において売上が完了したときに実現したものと考える。したがって収益は、通常、取引が完了したときに認識し、同時に回収不能見込額についての引当金を設定する。なお、売上金額の回収が合理的に確実でない場合および貸倒引当金の設定方法については、引当金・偶発事象の中で述べている。」

このほか、「アメリカの会計実務詳解」昭和監査法人監修の著書では、割賦基準が割賦代金の回収に応じて収益を計上する方法であり、会計上割賦販売(延払い)基準による収益認識は、回収可能性の判断を合理的に行えない場合を除いて認められていないとしている。(傍線筆者)ただし、アメリカでも納税者の資金事情(回収の長期化、資金流入が遅いこと)のため、税務上割賦基準が認められているので、会計上は販売基準、税務上は割賦基準によることもあるという。(同書 p.279)

③ IAS 第 18 号「収益の認識」における割賦販売の取扱い

昭和 62 年 6 月 22 日 CPA 会計制度委員会による「国際会計基準を实

割賦販売における会計処理と財務諸表における表示について

施するための国内法との関連と所要の措置」に関する報告の中で、割賦販売についてふれた後に次のような調整提言を行っている。

「割賦販売の項目については、その内容として商品等の販売の対価を分割して受取る場合、利息分を除く販売価格に相当する収益は販売時点で認識し、利息部分は未収の残高に対して比例的に収益として認識しなければならない。回収については合理的な確実性がない場合は、割賦金を受取るつど収益を認識しなければならない。」とし、わが国の会計規則の調整では、まず利息の分離を提言し、また、割賦販売の売上計上について、回収期限基準及び入金基準については特に回収に確実性のない場合に限る旨を規定する必要を述べている。(傍線筆者)

IV 割賦販売における関連科目の財務諸表における表示

この項目は、当然のことながら会計処理方法の相違によって異なる。次にIII、において取扱った販売基準、入金基準、売上販売基準・利益割賦基準の順序で前記例題により表示方法を示すと次のようになる。

<p>1. 販売基準</p> <p style="text-align: center;">P/L</p> <p>売上高 280,000</p> <p>売上原価 <u>200,000</u></p> <p>売上総利益 80,000</p> <p style="text-align: center;">T/B</p> <p>Dr.割賦売掛金 112,000</p>	<p>3. 売上販売基準・利益割賦基準</p> <p style="text-align: center;">P/L</p> <p>売上高 280,000</p> <p>売上原価 <u>200,000</u></p> <p>当期売上総利益 80,000</p> <p>繰延割賦売上</p> <p>利益戻入額 0</p> <p>繰延割賦売上</p> <p>利益戻出額 <u>32,000</u></p> <p>売上総利益 48,000</p> <p style="text-align: center;">T/B</p> <p>Dr.割賦売掛金 112,000</p> <p>Cr.</p> <p>繰延割賦売上利益 32,000</p>
<p>2. 入金基準</p> <p style="text-align: center;">P/L</p> <p>(対照勘定法による利息不分離法)</p> <p>売上高 168,000</p> <p>売上原価</p> <p>仕入高 200,000</p> <p>期末棚卸高 <u>80,000</u> <u>120,000</u></p> <p>売上総利益 48,000</p>	

T/B

Dr.割賦販売売掛金	112,000
繰越割賦商品	80,000
Cr.割 賦 販 売	112,000

なお、前掲 Miller GAAP GUIDE (1984) p.20.04 (参照) では次のように述べている。

• **Disclosure**

Accounts receivable on installment sales are shown separately in the balance sheet. They are classified as current assets in accordance with the normal operating cycle of the entity, which frequently extends for more than one year. Resources that are reasonably expected to be realized in cash, sold, or consumed (prepaid items) during the normal operating cycle of a business are classified as current assets. The amounts maturing each period for each class of installment receivable should also be disclosed.

Unrealized gross profit is presented in balance sheet as a contra account to the related installment receivable.

Since realized gross profit is recognized as a portion of each cash collectin, a percentage relationship will always exist between the installment accounts receivable balance for a particular sales category and the related unrealized gross profit for that category. The percentage relationship will be the same as the gross profit ratio on the initial sale.

わが国の財務諸表等規則では、第7条に割賦販売売上高の表示方法において、割賦販売による売上高が売上高総額の100分の20をこえる場合には、当該名称を付した科目をもって別に掲記すべきこととしている。

次に示す有価証券報告書総覧の例では、売上高における部門別区分(種類別)のほか、割賦売上高の区分も見られる。とくに売上総利益の記載箇所では三つの例がいずれも割賦売上利益調整なる区分を設け、前期割賦売上利益戻入と当期割賦売上利益繰延をプラスマイナスした上、当期実現売上総利益としている。このような表示形式が会計慣行としてほ

割賦販売における会計処理と財務諸表における表示について

定着しているように考えられるので、簿記会計教育においても、また各種検定試験問題を提出する側においても十分このことを認識してかかる必要がある。

有価証券報告書の表示例(抜すい)

(2) 損益計算書

丸興 (単位 千円)

期 別 科 目	第 60 期 自 昭和60年 3月 1日 至 昭和61年 2月 28日		第 61 期 自 昭和61年 3月 1日 至 昭和62年 2月 28日			
	金 額	百分比	金 額	百分比		
I 売 上 高		24,755,286	100.0	26,344,056	100.0	
1. 信販部門売上高	11,443,073			14,958,359		
2. 小売部門売上高*1	13,312,212			11,385,696		
II 売 上 原 価						
1. 商品期首棚卸高	2,629,994			2,176,741		
2. 当期商品仕入高	8,157,179			7,448,844		
計	10,787,173			9,625,586		
3. 商品他勘定振替高*2	429,071			342,674		
4. 商品期末棚卸高	2,176,741	8,181,360	33.0	1,729,652	7,553,260	28.7
売上総利益		16,573,925	67.0	18,790,796	71.3	
III 割賦売上利益調整						
1. 期首割賦売上利益戻入*3	986,712			1,063,665		
2. 当期割賦売上利益繰上延*3	1,063,665	△ 76,953	△ 0.3	1,825,512	△ 761,846	△ 2.9
当期実現利益		16,496,972	66.7	18,028,949	68.4	

北 星 論 集(経) 第 25 号

(2) 損益計算書

西武クレ (単位 百万円)

期 別 科 目	第 35 期 自 昭和60年 2月 1日 至 昭和61年 1月31日		第 36 期 自 昭和61年 2月 1日 至 昭和62年 1月31日		比較増減 (△)
	金 額	百分比	金 額	百分比	
I 売 上 高 ※ 1		%		%	
1. 一 般 売 上 高	43,685		43,613		
2. 割 賦 売 上 高	1,305		990		
3. 消 費 者 信 用 事 業 売 上 高	27,474	72,465	33,499	78,103	100.0
5,637					
II 売 上 原 価 ※ 1					
1. 商 品 期 首 た な 卸 高 ※ 2	4,112		3,682		
2. 当 期 商 品 仕 入 高	35,776		34,985		
3. 他 勘 定 振 替 高 ※ 3	23		—		
合 計	39,912		38,668		
4. 商 品 期 末 た な 卸 高 ※ 2	3,682	36,229	2,759	35,908	46.0
△ 320					
売 上 総 利 益 ※ 1		36,236		42,194	54.0
5,958					
III 割 賦 売 上 利 益 の 調 整					
1. 前 期 割 賦 売 上 利 益 戻 入 ※ 4	627		297		
2. 当 期 割 賦 売 上 利 益 繰 延 ※ 4	242	385	181	116	0.2
△ 269					
当 期 実 現 売 上 総 利 益		36,621		42,310	54.2
5,688					

(2) 損益計算書

大和リース (単位 千円)

期 別 科 目	第 35 期 自 昭和60年 4月 1日 至 昭和61年 3月31日		第 36 期 自 昭和61年 4月 1日 至 昭和62年 3月31日		比較増減 (△)
	金 額	百分比	金 額	百分比	
I 売 上 高		%		%	
1. リ ー ス 収 益	18,659,740		21,413,637		
2. 販 売 収 益	11,614,983		13,744,661		
3. そ の 他 の 営 業 収 益	27,407	30,302,131	25,775	35,184,075	100.0
II 売 上 原 価 ※ 1					
1. リ ー ス 原 価	14,052,299		15,945,404		
2. 販 売 原 価	9,035,309	23,087,608	10,786,836	26,732,241	76.0
売 上 総 利 益		7,214,522		8,451,833	24.0
延 払 繰 延 利 益 繰 入 額 又 は 戻 入 額 (△)		22,359		△ 28,919	△ 0.1
延 払 繰 延 利 益 調 整 後 売 上 総 利 益		7,192,163		8,480,753	24.1

V 総 括

以上、割賦販売における会計処理と財務諸表の表示に関し若干の事例を含めて考察して来たが、私見として次のようにまとめて見たい。

- (1) 割賦販売の会計処理を考える前提条件として、基本的には収益の計上時点が重要である。この点については、わが国の企業会計原則注解、財務諸表等規則による原則的方法や、アメリカの APB 10, ARB 43 などを含め、GAAP による会計処理もすべて原則として販売基準を採用しており、回収の長期化による集金費用その他のアフターコストや貸倒等に見積りに困難性はあるとしても、信用調査、信用保証、債権買取り制度、保証人付き提携ローンなど、多様かつ広範な債権確保手段の発達による危険の回避もなされつつある現状から、原則として販売基準を採用すべきものとする。

しかしなお、利益の計上については、回収の確実性を見すえ、安全性を考慮して割賦基準によることが妥当と考えられ、現実の会計実践もこの方法によっていることは、すでに有価証券報告書による事例に見た通りである。

なお、ここで付言しなければならないのは、現行の会計実務では入金（回収）基準を採用せず、履行期到来基準によっているものが殆どのように見受けられ、このことは法人税法の割賦基準適用条件との関係からくるものと思われる。⁽²⁾

また、割賦販売価格のうちに金利が含まれ、この額が明確な場合には現金販売価格の差額を分離して会計処理を行うべきとする考え方もあり、今後の検討課題であろう。筆者の直接調査した企業の会計処理では、受取利息を他の収入とあわせて受取手数料として表示している例が3社中2社あった。

- (2) 財務諸表における表示の問題については、私見として販売基準をとり、期末時点において未実現利益を控除する方式が当面合理的と考えるので、既述の有価証券報告書にある表示が妥当と考えられる。

このほか、割賦販売に用いられる勘定科目についても、同一内容を表すものについては出来るだけ合理的で理解し易い科目にしぼることが学習者のためにも便利と思われる。例えば、P/L 科目では、

借方科目として当期割賦売上利益繰延、割賦売上未実現利益控除、割賦売上繰延利益控除、繰越割賦利益戻出などがあり、B/S貸方科目の流動負債の部では、割賦未実現利益、割賦売上繰延利益、割賦売上利益繰延、繰延割賦売上利益などについて検討が必要と思われる。

あ と が き

今回取り上げたテーマに関連して、筆者が実際訪問して具体的会計処理方法を伺ったT自動車販売㈱、電話等で割賦に関する具体的仕訳を伺った月賦販売業のM社、信販会社のN社とS社、およびリース会社のH社に関する実例を深く吟味する余裕がなかったため、これらを含めてより多くの業種、業態について学び、理論的に検証することを課題とした。

また、アメリカの具体的実例としては、Essentials of Accounting (Robert L. Dixon, Samuel R. Hepworth, William A. Paton, Jr.) Income Determination p.443~p.446において、対照 a/c による割賦販売の事例を述べ、その欠点として販売収入総額や対応原価の不表示に言及していることなども併せて、対照 a/c による割賦販売の会計処理の検討も必要であろう。

{注}

(1) 体系簿記会計演習 簿記原理基礎編 1 宇南山, 小川編著によれば、割賦販売に関する会計処理を体系的に示すと下記のようになっている。

- (1) 販売基準 一般の掛売と同じ処理。
- (2) 回収期限到来基準 法人税法上の割賦基準と同様の取扱い。
- (3) 入金基準 (回収基準)

分 記 法	①	割賦販売益引当法 (決算修正なし)
	②	対照勘定法 (同 上)
対照勘定法	③	利息不分離法 (決算修正あり)
	④	利息分離法 (同 上)
未実現利益	⑤	利息不分離法 (同 上)

割賦販売における会計処理と財務諸表における表示について

控除法⑥ 利息分離法 (同上)

- (2) 法人税法第62条では、「すべてのたな卸資産又は役務に係る収益の額及び費用の額につき、政令で定める割賦基準の方法により経理した時」に履行期到来基準たる割賦基準を認めており、確定決算における会計処理を前提としてはいないが、入金基準と履行期到来基準が不一致の場合（履行期到来・未入金）には、法人が確定申告において未実現利益控除額に関し申告調整の問題も出て来るものと考えられる。前述の直接調査会社は、すべて税法基準により経理処理をしているので、この問題は生じていない。

ついでながら、同法第63条 延払条件付譲渡、同法第64条 長期工事の請負に係る収益および費用の計上は、確定決算による経理処理を要求している。

- (3) 前記IAS第18号参照。このほかアメリカの計算例では利息を分離して会計処理を行っている例が多いようである。